第

総 則

趣 旨

ک \mathcal{O} 法 律 は、 電 子 記 録 債 権 \mathcal{O} 発 生、 譲 渡 等 に 0 7 7 定め るととも に、 電 子 記 録 債 権 に係 る 電 子 記 録 を

行う 電子 債 権 記 録 機 関 \mathcal{O} 業 務、 監 督 等 に 0 1 7 必 要 な 事 項を定め るもの とすること。) 第 条 関 係

定 義

 $\sum_{}$

 \mathcal{O}

法

律

に

お

け

る 主

な

用

語

 \mathcal{O}

定

義

を定

め

るも

 \mathcal{O}

とすること。

第二

一条関

係

第二 電 電 子 子 記 記 録 録 に 債 関 権 す \mathcal{O} る 発 生、 通 則 譲 渡等

1 電子 記 録 \mathcal{O} 方 法

電 子 記 録 は、 電子 債 権 記 録 機 関 が 記 録原 簿 に 記 録 事 項を記録 することによって行うものとすること

0 第 三 条 関 係

2 当 事 者 \mathcal{O} 請 求 又は 官 公署の 嘱 託 に ょ る 電 子 記 録

電子 記 録 は、 法 令 に 別 段 0) 定 \Diamond が あ る 場合を除 き、 当 事 者 \mathcal{O} 請 求 又 は 官庁: 若 L Š は 公 署 \mathcal{O} 嘱 託 が な

け れ ば することが で き な 1 ŧ \mathcal{O} と 官庁 又 は 公 署 \mathcal{O} 嘱 託 に ょ る 電 子 記 録 \mathcal{O} 手 続 は 法 令 に 別 段 \mathcal{O}

定 \Diamond が あ る場 合を除 き、 請 求 による電 子 記 録 \mathcal{O} 手 続 と同 様とす るもの とすること。 (第 匹 条 関 係

3 請 求 \mathcal{O} 当 事 者

電 子 記 録 \mathcal{O} 請 求 は、 法令 に · 別 段 \mathcal{O} 定 \Diamond が あ る場 の合を除 き、 電 子 記 録 権 利 者 及 び 電 子 記 録 義 務

者

双

方 は きことを が 電 電 子 子 L 記 記 な 録 録 け 義 権 命 れ 務 ず ば 利 者だ Ź な 者 5 及 確 け な び 定 で請 電 判 7 子 ₽ 決 求することができる 記 が \mathcal{O} とす あ 録 る場 義 る 務 が、 者 合に が 電 は 電 子 子 記 当 記 ŧ 該 録 録 (T) 請 \mathcal{O} 権 とすること。 請 求 利 求 者 を を 又 し 共 な は け 電 同 子 L れ て ば 記) 第 L な 録 五. な 5 義 条 な 務 1 場 第 者 1 合 他 に 電 項 に \mathcal{O} 及 電 子 お び 記 け 子 る 第二 記 録 電 録 \mathcal{O} 子 項 請 権 記 関 利 求 録 を 係 者 又 す \mathcal{O}

(__) 請 求 は、 れ 5 \mathcal{O} 者 \mathcal{O} す べ 7 が 電 子 記 録 \mathcal{O} 請 求 を L た 時 に、 そ 0) 効 力 な生 ず るも \mathcal{O} とす ること。

第 五. 条 第三 項 関 係

4 請 求 \mathcal{O} 方 法

電 子 記 録 \mathcal{O} 請 求 は、 請 求 者 \mathcal{O} 氏 名 又 は 名 称 及 び 住 所その 他 \mathcal{O} 電 子 記 録 \mathcal{O} 請 求 に必要な 情 報 とし て政

5 電 子 債 権 記 録 機 関 に ょ る 電 子 記 録

令

で

定

 \Diamond

る

ŧ

 \mathcal{O}

を

電

子

債

権

記

録

機

関

に

提

供

L

て

し

な

け

れ

ば

な

5

な

7

ŧ

 \mathcal{O}

とす

ること。

) 第

六

条

関

とき 電 は 子 債 遅 権 滞 記 録 な < 機 関 当 は 該 ک 請 \mathcal{O} 求 法 に 係 律 る 又 電 は こ の 子 記 法 録 律に を L 基づ な け < れ 命 ば な 令 5 \mathcal{O} な 規 定 1 に ŧ ょ \mathcal{O} とす る 電 ること。 子 記 録 \mathcal{O} 請 第 求 七 が 条 あ 第 0 た

項 関 係

録 ることが 電子 何 を 人 L ŧ, な 債 権 1 そ できるも こととし 記 \mathcal{O} 録 定 機 関 め \mathcal{O} \mathcal{O} は とす 効力 又 は 業務 を主 る が れ 規 程 張することが 5 電 \mathcal{O} \mathcal{O} 子 定 電 債 \Diamond 子 権 記 るところ 記 録 で 録 若 きな 機 L に < 関 ょ 7 が は そ り、 Ł 譲 0 \mathcal{O} 渡 とすること。 定 保 記 8 録 証 を 記 に 債 0 録 権 ****\ 質 記 て 権 録 口 第 設 に 数 定 七 記 \mathcal{O} 記 条 録 制 第 限 録 L そ 若 て 項 \mathcal{O} 1 L < 関 な 他 係 1 \mathcal{O} は لح 制 分 きは 割 限 記 を

求 \mathcal{O} 電 \mathcal{O} 電 子 子 順 序 記 債 録 12 権 従 が 記 請 録 0 求 機 7 さ 電 関 れ 子 は た 記 場 録 同 合 を \mathcal{O} L \mathcal{O} 取 な 電 扱 け 子 記 1 れ に ば 録 0 な 債 1 5 権 て、 な に 関 1 所 ŧ l 要 \mathcal{O} 以 لح \mathcal{O} 規 上 L 定 \mathcal{O} を 電 同 整 子 備 \mathcal{O} 記 す 電 録 る 子 \mathcal{O} ŧ 請 記 0) 録 求 とすること。 債 が あ 権 に 0 関 た と L き 同 時 は 第 に 当 八 条 以 該 関 上 請

係)

7 電子記録の効力

電 子 記 録 債 権 \mathcal{O} 内 容 は 債 権 記 録 \mathcal{O} 記 録 12 ょ り 定 まる ŧ 0) とし、 電 子 記 録 名 義 人 は 電 子 記 録 に 係

8 電子記録の訂正等

る

電

子

記

録

債

権

に

0

1

7

 \mathcal{O}

権

利

を

適

法

に

有

す

る

ŧ

 \mathcal{O}

لح

推

定

す

る

ŧ

 \mathcal{O}

لح

す

ること。

第

九

条

関

係

る 内 電 容 子 \mathcal{O} 債 記 権 録 記 が 録 さ 機 れ 関 は て 1 電 る 場 子 合 記 等 録 に \mathcal{O} は 請 求 電 に 子 当 記 た 録 0 7 \mathcal{O} 訂 電 正 子 等 債 を 権 し 記 な 録 け 機 関 れ ば に 提 な 供 5 さ な 1 れ Ł た 情 \mathcal{O} とすること。 報 \mathcal{O} 内 容 کے 異 な

第十条関係)

9 不 実 \mathcal{O} 電 子 記 録 等 に 0 1 て \mathcal{O} 電 子 債 権 記 録 機 関 \mathcal{O} 責 任

る 賠 を 怠 内 償 電 す 子 5 容 る な \mathcal{O} 債 責 記 権 カン 任 0 録 記 を た が 録 ことを 負 さ 機 う れ 関 ŧ 7 は 証 \mathcal{O} 1 とす る 明 電 場 L 子 ること。 な 合 記 等 1 録 限 に \mathcal{O} り、 は 請 求 第 当 電 に 十 該 子 当 電 た 債 条 子 権 0 関 記 て 記 係 録 録 電 \mathcal{O} 機 子 債 請 関 権 求 \mathcal{O} を 代 記 L 表 録 者 た 機 者 等 関 そ が に そ 提 \mathcal{O} 他 供 \mathcal{O} さ \mathcal{O} 職 第三 れ 務 を た 者 行 情 う 報 12 に 生 \mathcal{O} じ 0 内 た 容 1 損 と て 異 害 注

を

な

意

1 意 思 表 示 \mathcal{O} 無 効 又 は 取 消 L \mathcal{O} 特 則

電

子

記

録

債

権

に

係

る

意

思

表

示

等

に

関

す

る

通

則

消 は 詐 電子 L に 欺 あ 若 記 録 0 L 7 < \mathcal{O} は 請 は 強 求 取 迫 に 消 に お ょ け L 後 る る \mathcal{O} 取 相 第三者 手 消 方 L に は に 対 限 善 する意思 る。 意 で カン に 表 0 対 示 重 抗することが に 大 な 0 過 ١ ر 失 て が \mathcal{O} な 心 できない 裡 1 留 第 三 保 者 若 ŧ L *O* 詐 < とすること。 欺 は 錯 又 誤 は 強 に ょ 迫 る 12 無 ょ (第 効 る + 又 取

条

第

項

関

係

- 2 無 れ 7 権 ** \ は、 代 る者 理 意 人 を 思 \mathcal{O} 除く。 表 責 示 任 \mathcal{O} \mathcal{O} 無 特 であ 効又 則 る場合等 は 取 消 L に を対抗 は、 適 しようとする者 用 し ない ものとすること。 が 個 人 個個 人事 業者で 第十二条第二 あ る旨 項 \mathcal{O} 関 記 録 係 が さ
- 3 合 1 0 に 電子 限 V 権 電 子 り、 は、 7 限 記 債 が は 第三 電 権 な 録 記 子 1 同 \mathcal{O} 者 債 録 者 項 請 に 機 中 \mathcal{O} 権 求 生じ 関 請 に 記 求 過 お 録 は 失」 た 機 に け Ź 損 関 代 ょ 理 相 害 る لح \mathcal{O} 手方に 電 あ を 代 権 賠 子 を る 表 償 者 有 記 \mathcal{O} す 等 L 録 は 対する意思表 る な に が 責 そ 1 0 重 任 者 \mathcal{O} 1 Þ を て 大 職 負 他 な 務 \mathcal{O} う 示 を 電 過 人 につい É に 失」 行 子 う な 債 \mathcal{O} とす ŋ とすること。 に 権 て す 記 0 1 ま 録 る 0 民 て L 機 ŧ 法 注 た 関 \mathcal{O} کے 第百十七条第二 者 意 \mathcal{O} を怠 すること。 責 \mathcal{O} 第 請 任 + 5 求 兀 に な ょ 条 関 カコ ŋ 0 第 電 項 係 たこと 十三 子 \mathcal{O} 記 規 を 条 定 録 を 証 関 \mathcal{O} 適 L 明 係 た 用 な に 場
- ず る 電 子 ŧ \mathcal{O} 記 とすること。 録 債 権 保 証 記 第 録 + に 係 五. る 条 関 ŧ の 及 係 び 特 別 求 償 権 を除く。) は、 発生記 録 をすることによって生

三

発

生

1

電

子

記

録

債

権

 \mathcal{O}

発

生

2 発 生 記 録

- 発生 記 録 \mathcal{O} 必 要的 記 録 事 項 は、 債 務 者が支払うべき金額 支払 期 月 債 権 者及び 債務 者 \mathcal{O} 氏 等
- とする ŧ \mathcal{O} とすること。 (第十六 条 第 項 及び第三 項 関 係
- るも \mathcal{O} 発生 定めるところによ \mathcal{O} 記 とし、 録 \mathcal{O} 任 任 意的 意 的 り、 記 記 録事 録 事 そ 項 \mathcal{O} 項 記 は、 に 録 つい 支払 を L て 方法 は、一 ないこととし の定 定 め、 \mathcal{O} 記 債権者 録 又は 事 項 そ を 又は債務者が \mathcal{O} 除 記 録 き、 を 電 制 子 限 債 個 す 人 権 事業者である旨等とす ることが 記 録 機 関 で は、 きるも 業務 のと 規 程
- (三) 消費者に つい てされ た 個 人 事 業 者 で あ る旨 0 記 録 は、 そ 0) 効 力 を 有 L な 7 もの とすること。

(第

十六条第四項関係)

ること。

(第十六条第二

項及

び

第

五

項

関

係

四 譲渡

1 電子記録債権の譲渡

子 記 録 債 権 \mathcal{O} 譲 渡 は、 譲渡記録 を Ū なけ いれば、 その効力を生じない ものとすること。 (第十七 条

関係)

電

2 譲渡記録

譲 渡 記 録 \mathcal{O} 必 要的 記 録 事 項 は、 譲 受 人 \mathcal{O} 氏 名等とするものとし、 そ \mathcal{O} 任 意 的 記 録 事 項 は 譲 渡 人

が 個 人 事 業 者 で あ る 旨 譲 渡 人と 譲 受 人 ح ک \mathcal{O} 間 \mathcal{O} 通 知 \mathcal{O} 方 法 に つ ζì て \mathcal{O} 定 \otimes 等とする ŧ 0 とするこ

と。(第十八条第一項及び第二項関係)

消 費者 に つ 7 てさ れ た 譲 渡 人が 個 人 事 業者 で あ る旨 \mathcal{O} 記 録 は、 その 効 力 を 有 な ŧ のとするこ

と。(第十八条第三項関係)

- (\equiv) に 電 お 子 1 7 債 権 は 記 そ 録 \mathcal{O} 機 関 記 録 は \mathcal{O} 内 発 生 容 記 に 抵 録 触 に す お る 1 譲 7 渡 譲 記 渡 録 記 を 録 を L 禁 て は 止 な 又 は 5 な 制 1 限 す ŧ る旨 \mathcal{O} とすること。 \mathcal{O} 記 録 が さ れ 第十 て **\ 八 るとき
- 几 項 関 係

3

善

意

取

得

限 り、 (-)譲 は、 渡 当 記 (第十 該 録 発 生 電 \mathcal{O} 請 九 記 子 条第二 記 求 録 によ 録 に お 債 項 り 権 1 関 を 電子 7 取 (--)係 を 得 記 適 す 録 用 る 債 ŧ 権 L な \bigcirc \mathcal{O} とすること。 譲受人として記録 1 冒 \mathcal{O} 記 録 が (第十 され され て 九 7) 条第 た者 る場 合 は、 . 等 項 関 に 悪 は 意 係 之とは 適 用 重 L 大な な 1 過 ŧ 失が \mathcal{O} す

な

1

る

- 4 係に 抗 記 電子 録 弁 基 債 \mathcal{O} づ 権 記 切 < を 録 断 取 抗 債 弁 得 務 者 をも L た場 は、 0 て 合で 電 当 子 な 該 記 債 録 1 限 権 債 り、 者 権 に \mathcal{O} 当 債 対 抗 該 権 す 債 者 権 ることが が 者 当 に 該 当 電 該 で 子 きな 記 電 子 録 7 記 債 ŧ 務 録 者 \mathcal{O} 債 とすること。 を害することを 権 を譲 渡した者 (第 に 知 <u>二</u> 十 0 対 す 7 Ś 当 条 第 人 該 電 的 項 関 子
- 者が \mathcal{O} (一) は、 とすること。 個 人 発 生 個 記 人 事 録 (第二十条第二項 業 又 者 は で 保 あ 証 る 記 旨 録 \mathcal{O} に 関 お 記 係 7 録 、て (一)をデ が さ れ て 適 用 1 し る者を除く。 な 7 · 旨 \mathcal{O} 記 録 である場 が さ れ て 合 ** \ 等に る場 合、 は 電 適 用 子 記 L な 録 債

務

五.

消

滅

関

係

1 支 払 免 責

を け 有 る 電 す 子 権 Ź 記 利 ŧ を 録 0 名 有 とすること。 義 L 人 な K 1 対 場 合 L てし で あ (第二十一条関 0 た電子 ても、 記 そ 録 0 債 係 支 権 払 に を つ V) L た て 者 0 支払 に 悪 意 は、 又 当 は 該 重 電子 大 な 過 記 失 録 名義 が な 人 1 限 がその支払を受 り、 そ \mathcal{O} 効

力

2 混 同 等

定 電 混 め 子 同 電子 る 記 を ŧ 原 記 録 因 0 債 録 とする支払等 債 とすること。 権 務 を 者が電子記 取 得 L た 記 電 (第二十二条関 子 録 録債権を取得した場合に が 記 さ 録 れ 債 な 務 者 1 係 が 限 り、 電 子 当該 記 録 は、 電 保 子 証 記 債 民 法 務 録 第五 債 \mathcal{O} 履 権 は 行 百二十条本文の を 消 請 滅 求 L な することができな 1 ものとするととも 規定に カン か 7 わ らず、 場 合

を

3 消 滅 時 効

電子 記 録 債 権 は、 三 年 間 行 使 L な ۲, ときは、 時 効 に ょ 0 て 消 滅 す るも のとすること。 (第二十三条

関 係)

4 支払 等 記 録 \mathcal{O} 記 録 事 項

支 払 等 記 録 \mathcal{O} 必 要 的 記 録 事 項 んは、 支 払等により 消 滅する債 務 を特定するため ĺΞ 必要な事 項、 支 払

を L した 金 額 等とするも のとすること。 (第二十 几 条 関 係

5 支 払 等 記 録 \mathcal{O} 請 求

ことが 支払 等 できるも 記 録 は のとすること。 電子 記 録義務 者、 (第二 電子記 + 五. 条 録 義 第 務 項 者 関 \mathcal{O} 承諾 係) を得た電子記 録 債 務者等だけ で請り 求 する

電子記 録 債 権について支払等がされ た場合 に は 電子記 録 債 務 者等 は、 支 払等記 録 O電 子 記 録 義

等 務 1 記 者 7 録 支 等 をす 払 に を 対 す ることの し、 うる者 支払 は 承 等 諾 支 記 をすることを請求することが 払 録 をす 等 記 ること 録 \mathcal{O} 電 0 子 承 記 諾 録 をす 義 務 者 ることを <u>\$</u> できるものとすること。 12 対 し、 請 求 す 当 ることが 該 支払をする で き、 \mathcal{O} 第二十 と 引 電 子 換 記 五. え 録 条 債 に 第 権 支 に 払 項 0

 (Ξ) 当 る 場 該 根 合 根 質 で 質 権 権 な \mathcal{O} け \mathcal{O} 担 保 担 れ 保す すべ ば、 き債 す べ き元・ ることが 権 本 に つ \mathcal{O} ζ, 確 で き 7 定 後 な \mathcal{O} に 支払等 1 . さ ŧ れ 0 た をしたことによる支払等 とすること。 ₽ ので 、あり、 第二十 カコ つ、 当 五 該 記 条 第 録 確 兀 定 \mathcal{O} 請 項 \mathcal{O} 関 電 求 は、 子 係 記 録 当 が 該 され 支 払 7 等 が

六 記録事項の変更

及

び

第

 \equiv

項

関

係

1 電 子 記 録 債 権 \mathcal{O} 内 容 等 \mathcal{O} 意思 表 示 に ょ る 変 更

録 をし 電 子 な 記 け 録 債 れ ば 権 \mathcal{O} そ 内 \mathcal{O} 容 効 等 力 \mathcal{O} を生じな 意 思 表 示 1 に ₽ ょ のとすること。 る変更 は この 法 (第二十 律 に 別 六 段 条 \mathcal{O} 関 定 め 係 が あ る 場 合 を除 き、 変更 記

2 変更記録の記録事項

変 更 記 録 \mathcal{O} 必 要 的 記 録 事 項 は、 変 更 す る 記 録 事 項、 変 更 後 \mathcal{O} 記 録 事 項 \mathcal{O} 内 容 等とする ŧ 0 とするこ

と。 (第二十七条関係)

3

求

償

権

 \mathcal{O}

譲

渡

に

伴

1

電

子

記

録

債

権

が

移

転

L

た

場

合

 \mathcal{O}

変

更

記

録

と お に け 求 ょ る 償 0 変 権 て 更 行 特 記 う 別 録 Ł 求 は 償 \mathcal{O} とすること。 権 支 払 を 除 等 をし < た 者 \mathcal{O} (第二十八 \mathcal{O} 譲 氏 渡 名等 に 伴 条 を 1 当 関 代 係 該 位 求 に ょ 償 権 0 て \mathcal{O} 譲 取 得 受 入 L た 0 電 氏 名 子 等 記 に 録 変 債 更 権 す が る 移 記 転 録 L た をするこ 場

4 変更記録の請求

は な 電 子 け 変 記 れ 更 相 録 ば 続 記 名 人 な 録 等 5 義 \mathcal{O} だ な 人等だけ 請 け () 求 ŧ は、 ですることができ、 のとするが ですることができるも 原 則として、 相 当 続 ま 等 該 変更 た、 に ょ 電 る電 記 のとすること。 子 録 子 記 に つ 記 録 き電子 録 名 名 義 義 人 等 記 人 等 第二十 録 \mathcal{O} 氏 \mathcal{O} 上 変更を内 名 \mathcal{O} 利 等 九 条 害 \mathcal{O} 関 変 関 更 容 係 係 記 とす を有 録 る する者 \mathcal{O} 請 変 更 求 等 記 \mathcal{O} 全 録 は 員 \mathcal{O} 当 が 請 該 求 L

5 変 更 記 録 が 無効な場 合に おける電 子 記 録 債 務 者 \mathcal{O} 責 任

債 に 務 0 変 を 更 1 て、 負 記 担 録 L が 所 要 そ た 電 \mathcal{O} \mathcal{O} 規定 子 請 記 求 を 録 \mathcal{O} 整 債 無 一備する 効、 務者や当 るものとすること。 取 消 該 L 変 そ 更記 \mathcal{O} 他 録 \mathcal{O} 後 事 に 由 債 に (第三十 (務を負 ょ ŋ 効 条 担 力 を有 関 L た 係 電 L 子 な 記 1 場 録 債 合 務者 に、 当 が 負 該 う 変 責 更 任 記 \mathcal{O} 録 内 前 容 に

七 電子記録保証

1 保 証 記 録 に ょ る電 子 記 録 債 権 \mathcal{O} 発 生

電 子 記 録 保 証 に 係 る 電 子 記 録 債 権 は 保 証 記 録 をすることに ょ 0 て生ず る t \mathcal{O} とすること。

十一条関係)

2 保証記録

- ŧ とする 保 0 とし、 証 記 ŧ 録 そ \mathcal{O} \mathcal{O} とす \mathcal{O} 必 任 要 ること。 的 意 的 記 記 録 録 事 事 項 (第三十二 項 は は、 保 保 証 条 証 人 第 \mathcal{O} \mathcal{O} 範 氏 井 名、 項 を カコ 5 限 主たる 定 第三 す る 債 項 旨 務 ま \mathcal{O} を 特 で 定 関 定す \Diamond 係 Ź 保 た 証 人 \Diamond が に 個 必 人 要 事 な 業 事 者 項 等 で あ る旨 する
- 消 費者に つ 7 てされ た 個 人事 業者 で あ る旨 \mathcal{O} 記 録 は そ \mathcal{O} 効 力 を 有 L な 1 ŧ \mathcal{O} とすること。 (第

十二条第 兀 項 関 係

(三) は、 電 子 そ 0) 債 記 権 録 記 \mathcal{O} 録 内 機 容 関 に は、 抵 触 発 す 生 んる保 記 録 証 に 記 お ** \ 録 を て 保 しては 証 記 なら 録 を禁 ない 止 ŧ 又 は 0) とすること。 制 限 する旨 \mathcal{O} 記 (第三十二条第 録 が され 7 V るとき 五. 項 関

係)

3 電子 記 録 保 証 \mathcal{O} 独 <u>\(\frac{1}{2} \) \(\frac{1}{2} \)</u> 性

合

て

ŧ

5

- 場 電子 に お 記 録 7 保 証 債 そ 務 \mathcal{O} は、 効 分 その主たる債務者として記 を 妨 げ れ ない ŧ のとすること。 録されて いる者がその主 (第三十三条 第 たる債務を負 項 関 係 担 ない
- には、 は、 適 用 電 子 L な 記 録 1 ŧ 保 のとすること。 証 人が 個 人 (個 (第三十三条第二 人 事業者である旨の記 項 関 録がされてい 係 る者を除 < であ る

合

4 民 法 等 \mathcal{O} 適 用 除 外

五. 民法 百 + 第 条 兀 第二 百 五. 十二条、 項 \mathcal{O} 規 定 は、 第 四 百 電子 五十三条及び第四 記 録 保 証 に つい て 百 五十 は 六条 適 用 カン L な ら第四 1 Ł 0 百 とすること。 五十八条まで並 (第三十 び に 商 几 法 第

第 項 関 係

ることが あ (<u>一</u>) る 場 カン 合 か できるも に わ 5 は ず、 のとすること。 当 該 電 電 子 記 子 記 録 保 録 保 証 人 証 (第三十 が 人 個 人 は、 - 四条 主 個 た 第二項 る 人事 債 業者であ 務 関 者 係 \mathcal{O} 債 る旨 権 に \mathcal{O} ょ 記 る 録 相 殺 がされてい を もつ て 債 る者を除く。) 権 者 に 対抗 す

5 特 別 求 償 権

電 子 記 録 保 証 人が 弁 済 その 他自 己 \mathcal{O} 財 産 を ŧ 0 7 主たる債務とし て記 録され た債務 を消 滅 させ るべ

き行 為 を L た 場 合 に お 7 て、 そ \mathcal{O} 旨 0 支 払 等 記 録 が されたときに 取 得 する 電 子 記 録 債 権 に つ

1

て、

所

要 \mathcal{O} 規 定 を 整 備 す Ź ŧ \mathcal{O} とす ること。 第三十 五. 条 関 係

八質権

1 電子記録債権の質入れ

電 子 記 録 債 権 を 目 的 と する質 権 \mathcal{O} 設 定 は、 質 権 設 定 記 録 を L なけ れ ば、 そ 0 効力を生じ な V ŧ \mathcal{O}

当 該 質 権 に 0 1 7 準 用 す る 民 法 0 規定を 明 示 す るも のとすること。 (第三 一十六 条 関 係

2 質権設定記録の記録事項

(--)質 権 設 定 記 録 根 質 権 \mathcal{O} 質 権 設 定 記 録を除く。) \mathcal{O} 必 要 的 記 録 事 項 は、 被 担 保 債 権 を 特 !定す! るた

 \Diamond に 必 要 な 事 項 質 権 者 \mathcal{O} 氏 名 等 とす る ŧ 0 とし、 そ \mathcal{O} 任 意 的 記 録 事 項 は 被 担 保 債 権 に 0 1 て \mathcal{O}

利 息 等 \mathcal{O} 定 \Diamond 被 担 保 債 権 に 付 L た 条 件等とするも 0 とすること。 第三十 七 条 第 項 及 び 第 項

関係)

(二) 根 質 権 \mathcal{O} 質 権 設 定 記 録 \mathcal{O} 必 要 的 記 録 事 項 は 担 保 す べ き 債 権 \mathcal{O} 範 井 及 び 極 度 額 根 質 権 者 \mathcal{O} 氏 名

とするもの とし、 そ \mathcal{O} 任 意 的 記 録 事 項 は 担 保 す べ き 元 本 \mathcal{O} 確 定 す べ き 期 日 \mathcal{O} 定 8 等 とす る

とすること。(第三十七条第三項及び第四項関係)

(三) 電 子 債 権 記 録 機 関 は 発 生 記 録 に お 1 7 質 権 設 定 記 録 を 禁 止 又 は 制 限 す る 旨 \mathcal{O} 記 録 が さ れ 7 1 る

ときは その 記 録 \mathcal{O} 内 容 に 抵 触 す る 質 権 設 定 記 録 をして は な 5 な 1 Ł 0 とすること。 (第三十 七 条

第五項関係)

3 善意取得及び抗弁の切断

善 意 取 得 及 び 抗 弁 \mathcal{O} 切 断 \mathcal{O} 規 定 は、 質 権 設 定 記 録 に 0 7 て 準 用 す Ś ŧ 0 とすること。 第三 十八条

関係)

4 質権の順位の変更の電子記録

質 権 \mathcal{O} 順 位 \mathcal{O} 変 更 \mathcal{O} 電 子 記 録 \mathcal{O} 必 要 的 記 録 事 項 は、 順 位 を 変 更す Ź 質 権 \mathcal{O} 質 権 番 号 、 変 更 後 \mathcal{O} 質 権

 \mathcal{O} 順 位 等 とす る Ł \mathcal{O} と Ļ 当 該 電 子 記 録 \mathcal{O} 請 求 は 順 位 を 変 グ更す Ź 質 権 \mathcal{O} 電 子 記 録 名 義 人 \mathcal{O} 全

員

が

なければならないものとすること。(第三十九条関係

5

転

質

等 に 転 質 0 は、 1 て、 転 質 所 要 \mathcal{O} 電 \mathcal{O} 規 子 定 記 録 を 整 をし 備 す な る け t れ ば、 \mathcal{O} とすること。 そ 0 効力を生じ 第 兀 な + 1 条 ŧ 関 \mathcal{O} とし、 係 転 質 \mathcal{O} 電 子 記 録 \mathcal{O} 記 録 事 項

6 被 担 保 債 権 \mathcal{O} 譲 渡 に 伴 う質 権 等 \mathcal{O} 移 転 に ょ る変更 記 録 \mathcal{O} 特 則

被 担 保 債 権 \mathcal{O} 部 に 0 *(* \ て 譲 渡 が さ れ た 場 合 に お け る 質 権 又 は 転 質 \mathcal{O} 移 転 に ょ る変更 記 録 P 根 質

権 \mathcal{O} 担 保 す べ き 債 権 \mathcal{O} 譲 渡 が さ れ た 場 合 に お け る 根 質 権 \mathcal{O} 移 転 に ょ る 変 更 記 録 に 0 1 て、 所要 \mathcal{O} 規 定

7 を 整 根 質 備 権 す る \mathcal{O} ŧ 担 保 \mathcal{O} す とすること。 × き元 本 0 確 定 第 兀 \mathcal{O} 電 + 子 記 条 録 関 係

根 質 権 \mathcal{O} 担 保 す べ き 元 本 \mathcal{O} 確 定 \mathcal{O} 電 子 記 録 12 0 1 て、 所 要 \mathcal{O} 規 定 を整 備 す る ŧ (T) とすること。 (第

四十二条関係)

九分割

分割記録

電 子 記 録 債 権 は 分 割 をすることができることとし、 分 割 \mathcal{O} 方 法 P 分 割 記 録 \mathcal{O} 請 求をすることが で

き る者 に 0 11 7 所 要 \mathcal{O} 規 定 を 整 備 する ŧ のとすること。 (第 兀 十三 条 関 係

- 2 分 割 記 録 \mathcal{O} 記 録 事 項
- び \mathcal{O} 分 とすること。 分 割 割 債 債 権 権 記 記 録 録 \mathcal{O} に (第 記 行 兀 録 う 分割 + 番 号、 匹 条 第 記 分 録 割 \mathcal{O} 項 債 必 関 要 権 記 的 係 録 記 12 録 記 事 録 項 され は、 る 原 債 債 務 権 者 記 が 録 か 定 5 \mathcal{O} 分 割 金 を 額 を支払う旨等とするも た旨 原 債 権 記 録

及

- (__) るも 原債 0 とすること。 権 記 録 に 行う 分 (第 割 匹 記 + 録 兀 \mathcal{O} 条 必 第二 要 的 項 記 関 録 係 事 項 は 分 割 を L た 旨、 分 割 債 権 記 録 \mathcal{O} 記 録 番 号等
- (三) は、 電子 そ \mathcal{O} 債 記 権 録 記 \mathcal{O} 録 内 機 容 関 に は 抵 発 触 生 す る 記 分 録 割 に 記 お 録 11 を 7 分 L 7 割 は 記 な 録 5 を な 禁 止 7 ₽ 又 は \mathcal{O} とすること。 制 限 す る旨 \mathcal{O} 記 (第四 録 が + さ 兀 れ 条 7 第三 1 ると 項 関
- 3 分 割 記 録 に 伴 う 分 割 債 権 記 録 \sim \mathcal{O} 記 録

係

権 ŧ る 記 場 \mathcal{O} 録 記 電 合 子 とす 録 に に 中 転 債 ること。 お 写 \mathcal{O} 権 け す 現 記 る当 (C る 録 ŧ 機 効力を有 該 関 \mathcal{O} 電 第 とするととも は 子 兀 + 記 する電子 分割 録 五. 条 債 記 関 権 録 に、 記 \mathcal{O} と 係 各 録 同 支 当 に 時 払 該 お に、 期 電 1 分 7 日 子 及 記 割 記 び 録 録 債 当 さ 権 債 該支払 れ 記 権 が 7 録 分 ** \ に 期 る 記 割 事 録 日ごとに支払 払 され 項 \mathcal{O} を、 方 る電 法 に 定 子 ょ うべ 記 り \mathcal{O} 債 ŧ 録 き金 債 務 \mathcal{O} を を 権 額 支 に 除 等 払 1 <u>つ</u> を記 7 う 7 ŧ 分 7 録 割 \mathcal{O} \mathcal{O} する 原 で 債

あ

権

債

4

分

割

記

録

に

伴う

原

債

権

記

録

 \mathcal{O}

記

録

ŧ \mathcal{O} 記 後 録 \mathcal{O} 電 子 で ŧ に 債 あ 原 記 る 債 権 録 場 権 さ 記 とすること。 合 記 録 れ 録 に 機 7 12 お 関 1 . 引 け る は る き続き記録 事 当 分 項 割 該 \mathcal{O} 電 う 記 子 5 録 記 さ と れ 録 定 同 ることとな 時 債 \mathcal{O} に、 権 ŧ \mathcal{O} \mathcal{O} 各 を 分 支 削 割 る 払 除 債 電 す 権 期 子 Ś 日 記 記 旨 及 録 録 を び に 当 債 記 記 権 録 該 録 支 す さ が 分 る れ 払 期 割 t る 払 電 日ごとに \mathcal{O} とす 子 0 方 記 法に るととも 録 支 債 払 ょ 権 う り に 債 べ 0 き 務 1 を支 金 7 分 額 割 原 等 払 債 記

う

録

権

を

5 主 務 省 令 (T) 委任

記

録

す

る

t

 \mathcal{O}

第四

+

六

条

関

係

記 必 要 録 原 な 債 に 特 事 権 項 別 記 求 は 録 償 に 債 権 主 務 が 権 省 記 者 令 録 ごとの され で 定 \Diamond 7 債 る 権 1 Ł る \mathcal{O} 場 0 金 とすること。 合 額 <u>等</u> 又 に は お 債 け 務 る 者ごと 分) 第 割 兀 記 \mathcal{O} + 録 債 務 七 \mathcal{O} 請 条 \mathcal{O} 関 求、 金 係 額 分 が 割 記 録 記 さ 録 れ \mathcal{O} 記 7 録 1 事 る場 項 等 に 0 原 債 1 7 権

+ 雑 則

1 信 託 \mathcal{O} 電 子 記 録

第三 とすること。 電 者 子 に 記 対 録 抗 債 することが 権 (第四 に 0 + 1 八 7 条 できな は 関 係 信 1 託 ŧ \mathcal{O} 電 \mathcal{O} لح 子 L 記 録 信 を 託 L な \mathcal{O} 電 け 子 れ 記 ば、 録 に 電 関 子 記 L 必 録 債 要 な 権 事 が 項 信 は 託 財 政 産 令 に で 属 定 す 8 ることを る

2 電 子 記 録 債 権 に 関 す る 強 制 執 行 箬

合に 記 録 電 を 子 お L 1 債 な て、 権 け 記 ک れ 録 ば れ 機 な 関 5 5 \mathcal{O} は な 処 分 11 電 ŧ \mathcal{O} 子 記 \mathcal{O} 制 と 録 限 債 12 権 係 に 強 る 制 関 書 執 類 す る 行 \mathcal{O} 強 等 送 達 制 \mathcal{O} 電 を 執 受 子 行、 記 け 録 た 滞 と 納 に き 関 処 分そ は し 必 要 遅 \mathcal{O} な 他 滞 事 な \mathcal{O} 処 項 は 分 強 \mathcal{O} 制 政 制 令 執 限 で 行 が 定 さ 等 8) れ \mathcal{O} る た 電 ŧ 子

のとすること。(第四十九条第一項及び第二項関係

事 項 電 は、 子 記 最 録 高 債 権 裁 判 に 関 所 規 す Ź 則 で 強 定めるも 制 執 行 \mathcal{O} 仮 とすること。 差 押 え 及 び 仮 M. 分、 (第四 + 競 九 売 条 並 第三 び に 項 没 関 収 係 保 全 \mathcal{O} 手 続 に 関 L 必 要 な

3 政令への委任

この 法 律 に 定 \Diamond る ŧ \mathcal{O} \mathcal{O} ほ か、 電 子 記 録 債 権 の電 子 記 録 の 手 続 その 他電 子 記 録に 関 L 必 要 な事 項 は

、政令で定めるものとすること。(第五十条関係)

一通則

第三

電

子

債

権

記

録

機

関

1 電子債権記録業を営む者の指定

主 務 大 臣 は 取 締 役 会 等 を 置 < 株 式 会社であること等 \mathcal{O} 要件 を備える者 を、 電子 債 権 記 録 業 を営

む

者 とし て、 指定することが できるものとすること。 (第五 + 条 関 係

2 指定の申請

電 子 債 権 記 録 業を営 む者として指 定 を受けようとする者は、 指 定 申 請 書 を 添 付 書 類とともに主務大

臣 に 提 出 L な け れば な 5 ない ŧ のとすること。 (第五十二条関 係)

3 資本金の額等

電 子 債 権 記 録 機 関 \mathcal{O} 資 本 金 \mathcal{O} 額 及 び 純 資産 額 は、 五. 億円以上の政令で定める金額以上でなけれ ば な

らないものとすること。(第五十三条関係

4 秘密保持義務

電 子 債 権 記 録 機 関 \mathcal{O} 取 締 役 等 は、 電 子 債 権 記 録 業 に . 関 L 7 知り 得た秘密を漏らし、 又は 盗 用 L て は

ならないものとすること。 (第五十五条関係)

二業務

1 電子債権記録機関の業務

電 子 債 権 記 録 機 関 は こ の 法 律 及び 業 務 規 程 \mathcal{O} 定 めるところにより、 電子 記 録 債権 に係 る電子記

録

に関する業務を行うものとすること。(第五十六条関係)

2 兼業の禁止

電子 債 権 記 録 機 関 は、 電子 債権 記 録 業及びこれ に 附帯する業務の ほ か、 他 の業務を営むことが でき

ないものとすること。(第五十七条関係)

3 電子債権記録業の一部の委託

電子 債 権 記 録 機 関 は 電 子 債 権 記 録 業 の 一 部 を、 主 務大臣 0 承認を受けて、 銀行等その他 (T)

者

に

委

託することができるものとすること。(第五十八条関係)

4 業務規程

電子 債 権 記 録 機 関 は、 業 務 規 程 に お ζ, て、 電 子 記 録 \mathcal{O} 実 施 0 方 法、 口 座 間 送 金決 済 に 関 す る契約又

は 三 0 2 \mathcal{O} 契 約 に 係 る 事 項 そ \mathcal{O} 他 \mathcal{O} 主 務 省 令 で定 め る 事 項 を 定 \Diamond な け れ ば な 5 な 1 ŧ \mathcal{O} とすること。

(第五十九条関係)

5 電 子 債 権 記 録 機 関 を 利 用 す る者 \mathcal{O} 保 護 等

電 子 債 権 記 録 機 関 は 当 該 電 子 債 権 記 録 機 関 を 利 用 す る者 \mathcal{O} 保 護に 欠け ることの な 1 ように 業務 を

営 ま な け れ ば な 5 な 7 ŧ のとし、 ま た、 特 定 \mathcal{O} 者 に 対 L 不当な 差別 的 取 扱 7 を L て は な 5 な 7 ŧ 0 لح

すること。(第六十条及び第六十一条関係)

三 口座間送金決済等に係る措置

1 \Box 座 間 送 金 決 済 に 関 す る 契 約 \mathcal{O} 締 結 等

電 子 債 権 記 録 機 関 債 務 者 及 び 銀 行 等 لح \mathcal{O} 間 \mathcal{O} 口 座 間送金決済に 関する契約 \mathcal{O} 締 結 及び П 座 間 送金

決 済に 0 *(*) 7 0 支 /払等 記 録 に 0 7 て、 所 要 \mathcal{O} 規 定 を 整 備 する ŧ 0 とすること。 (第六十二 条 及 び 第 六

十三条関係)

2 支払に関するその他の契約の締結等

 \Box 座 間 送 金 決 済 に 関 す る 契 約 \mathcal{O} ほ か、 電 子 債 権 記 録 機 関、 債 務 者 又 は 債 権 者 及 び 銀 行

等

لح

 \mathcal{O}

間

 \mathcal{O}

電

子 記 録 債 権 に 係 る 債 務 \mathcal{O} 債 権 者 \Box 座 に 対 す る 払 込 4 に ょ る支 払 に 関 す る 契 約 \mathcal{O} 締 結 及 び 当 該 契 約 に 係

支 払 に 0 1 て 0 支払 等 記 録 に つい て、 所要 \mathcal{O} 規 定 を整 備 する ŧ 0 とすること。 第六 + 匹 条 及 び 第

六十五条関係)

る

四 監督

1 帳簿書類等の作成及び保存等

電 子 債 権 記 録 機 関 \mathcal{O} 業 務 に 関 す る 帳 簿 書 類 そ \mathcal{O} 他 \mathcal{O} 記 録 \mathcal{O} 作 成 保 存 義 務 事 業 年度ごとの 業 務 及

び 財 産 に 関 す る 報告 書 \mathcal{O} 作 成 義 務 並 び に 当 該 報告 書 \mathcal{O} 主 務 大 臣 0 提 出 義務 を定め るものとすること

。(第六十七条及び第六十八条関係

2 資本金の額等の変更

等 電 \mathcal{O} 主 子 変 務 更 大 債 は 臣 権 記 \mathcal{O} 主 認 録 務 機 可 を受 大 関 臣 \mathcal{O} 12 け 資 届 な 本 け け 金 出 れ \mathcal{O} な 額 ば け な \mathcal{O} れ 5 減 ば 少、 な な 11 5 ŧ 定 な 款 \mathcal{O} と 若 1 ŧ L L 0 < とすること。 電 は 子 業 務 債 権 規 程 記 録 \mathcal{O} 変 機 第 更 関 六 又 \mathcal{O} + は 資 九 本 電 条 金 子 カン \mathcal{O} 債 5 権 額 第 \mathcal{O} 記 七 増 録 + 業 加 又 \mathcal{O} 条 は 休 ま 商 止 で は 뭉

3 報告及び検査

関

係

じ と 録 す 機 主 ること。 関 務 又 は 若 大 当 臣 L 該 < は 職 は (第七十三 員 電子 業 に、 務 債 \mathcal{O} そ 委 権 条 0 託 記 関 営 録 先 業 係 に 業 所 対 \mathcal{O} 等 適 し、 正 \sim 当 \mathcal{O} か 立 該 0 確 入 電 検 子 実 債 な 査 若 権 遂 行 L 記 < 録 \mathcal{O} た は 機 関 関 8 係 必 \mathcal{O} 要が 者 業 務 あ \mathcal{O} 若 ると 質 L 問 < をさ 認 は 財 \Diamond せることが るとき 産 に 関 は L 7 できる 報 電 告 子 等 債

t

 \mathcal{O}

を

権

記

4 業務改善命令

限 とを 度 主 に 務 大 命ずることが お 11 臣 て、 は 電 電 子 子 で 債 債 きるも 権 権 記 記 録 録 \mathcal{O} 機 業 関 とすること。 \mathcal{O} に 適 対 正 カコ L 0 確 業 務 実 第 な \mathcal{O} 遂 七 運 + 営 行 匹 \mathcal{O} 又 た 条 は 関 財 8 必 産 係 要 \mathcal{O} が 状 あ 況 ると \mathcal{O} 改 善 認 め に るときは、 必 要 な 措 置 を その と る 必 要 き \mathcal{O}

5 指定の取消し等

期 7 間 1 主 務 \mathcal{O} な 業 カコ 大 務 0 臣 \mathcal{O} たことが は 停 電 止 命 子 判 令 債 明 又 権 は L 記 取 たとき等 録 締 機 役等 関 が \mathcal{O} は 電 子 解 債 任 電 命 子 権 令 債 記 を 録 権 行うことがで 業 記 を 録 |営 業 を営 む 者 کے む L きるも 者とし 7 \mathcal{O} 7 のとすること。 指 \mathcal{O} 定 指 当 定 時 \mathcal{O} に 取 指 消 定 し、 \mathcal{O} (第 要 七 件 六 + 月 を 五. 満 以 条 内 た 関 \mathcal{O}

6 業務移転命

令

期 限を定り 主 務 大 め 臣 て、 は 電 電 子債 子 債 権 権 記 記 録 録 業 機 を 関 他 が 電 \mathcal{O} 株 子 式 債 会社 権 記 に 録 移 業 を営 転することを命ずることが む者とし 7 0 指 定 を 取 できるも ŋ 消 さ れ のとすること たとき等

。 (第七十六条関係)

7 債権記録の失効

て、 1 \mathcal{O} 電子 る 電 所 債 子 要 権 債 債 \mathcal{O} 記 権 権 規 録 記 記 定 は 録 録 を 業 機 整 そ 関 を 備 移 が \mathcal{O} す 業 効 転 るも 務 力を失うも することなく当 移転 *O* とすること。 命令を受けた場合に のとするとともに、 該 期 限 (第七 を 経 十七 お 過 ١ ر L て、 条関 効 たときは 力 当該 係 失 効 命 後 令 そ \mathcal{O} 電 に \mathcal{O} 子 備 お 記 え 1 て る 録 定 記 債 め 権 録 6 \mathcal{O} 原 簿 取 れ に た 扱 期 記 等 限 録 さ に 内 つい に れ そ 7

五 合併、分割及び事業の譲渡

れ ば 所 電 子 要 , 債 \mathcal{O} そ 規 権 \mathcal{O} 定 効 記 を 力 録 整 を 機 備 生 関 する U \mathcal{O} な 合 併、 ŧ 1 ŧ \mathcal{O} 新設 とすること。 \mathcal{O} とするととも 分割 吸収分割 (第七: に、 十八 電 及 び 子 事 条 債 業譲 カン 権 5 記 第 渡 録 に 八 業 + つ \mathcal{O} ľ 円 て 条 滑 は、 ま な で 承 関 主 継 務 係 \mathcal{O} 大臣 た 8 \mathcal{O} \mathcal{O} 措 認 可 置 等 を受け に 0 な 1 け 7

六 解散等

1 解散等の認可、指定の失効

力 \mathcal{O} を生 効 電子 力 を失う ľ 債 な 権 1 記 t ŧ 録 \mathcal{O} 機 \mathcal{O} とすること。 とす 関 \mathcal{O} るととも 解 散 に 0 に、 1 第 7 八 解 \mathcal{O} 十二条及び 散 株 主 L 総 たとき 会 0 第 等 決 八 議 は 十三条 等 電 は、 子 関 債 主 務 係 権 大 記 臣 録 業 \mathcal{O} 認 を営 口 を受け む 者とし な 7 け Oれ 指 ば 定 は、 そ \mathcal{O} そ 効

2 指 定 取 消 L 等 \mathcal{O} 場 合 \mathcal{O} 4 な L 電 子 債 権 記 録 機 関

箬

子 ŧ る に、 債 ŧ 電 権 \mathcal{O} 子 とす 電 記 債 子 録 権 る 債 業 記 等 権 \mathcal{O} 録 結 機 \mathcal{O} 記 所 録 了 関 要 機 \mathcal{O} が \mathcal{O} 関 雷 目 規 的 \mathcal{O} 子 定 債 清 \mathcal{O} を 算 範 権 整 手 井 記 備 内 続 録 す 等 に 業 る に お を 営 お ŧ 11 て、 \mathcal{O} 1 む 者 とすること。 て、 と な L 裁 お これ て 判 \mathcal{O} 所 指 は を 電 定 主 第 務 を 子 大 債 取 八 臣 + ŋ 権 消 兀 に 記 条 さ 対 録 及 れ 機 L び 関 た 意 場 第 と 見 み 合 八 を · 等 な + 求 \Diamond す に 五. 条 ŧ ること等 お 関 0) 1 とす て、 係 が そ るとと で \mathcal{O} 電

第四 雑則

一債権記録等の保存

電 n 子 ば 電 な 債 子 5 権 債 な 記 権 録 記 1 ŧ 機 録 \mathcal{O} 関 機 関 لح に す 提 は、 ること。 供 さ れ 定 期 た 情 間 第 報 債 八 が + 権 記 六 載 記 条 さ 録 関 れ、 及 び 係 当 又 は 該 記 債 権 録 さ 記 録 れ に て 記 1 る 録 さ 書 面 n た 又 電 は 電 子 記 磁 録 的 記 \mathcal{O} 請 録 を 求 保 12 当 存 た L な 0

7

け

二 記録事項の開示

開 示 債 請 権 求 記 を 録 す に 記 ることが 録 さ れ できるも 7 1 る 事 \mathcal{O} 項 に \mathcal{O} 範 0 1 井 等 て に \mathcal{O} 開 0 1 示 て、 請 求 を 所 す 要 ること \mathcal{O} 規 定 が を 整 で き 備 る す る 者 ŧ \mathcal{O} \mathcal{O} 範 とす 用 及 ること。 び 当 該 事 項 第 \mathcal{O} 八 う + ち

七条関係)

三 電 子 記 録 \mathcal{O} 請 求 に 当 た 0 7 提 供 さ れ た 情 報 \mathcal{O} 開 示

る ŧ 電 子 \mathcal{O} کے 記 す 録 ること。 \mathcal{O} 請 求 に . 当 第 た 八 0 7 + 電 八 条 子 関 債 係 権 記 録 機 関 に 提 供 され た 情 報 \mathcal{O} 開 示 に つい て、 所 要 \mathcal{O} 規 定 を整 す

四 財務大臣への資料提出等

財 務 大 臣 は、 そ 0 所掌 に 係 る 金 融 破 綻た 処 理 制 度 及 び 金 融 危 機 管 理 に 関 し、 電 子 記 録 債 権 に 係 る 制 度 \mathcal{O}

企 画 又 は <u>\(\frac{1}{2} \)</u> 案を する ため 必 要 が あ ると 認 め るときは 内 閣 総 理 大 臣 に 対 L 必 要 な 資 料 \mathcal{O} 提 出 及 び 説 明

係

を求めることができるものとすること。(第八十九条関

五 主務省令への委任

ک \mathcal{O} 法 律 に定定 8) る ŧ \mathcal{O} \mathcal{O} ほ か、 この 法 律 0 実 施 のた め 必 要な事 項 は、 主務省令で定め る ŧ のとするこ

と。 (第九十条関係)

六 主務大臣及び主務省令等

0 法 律 12 お て、 主 務大臣 は 法 務 大臣 及び 内 閣 総 理大臣とし、 主務省令 は 法務省 令 内 閣 府令とす

るととも に、 権 限 \mathcal{O} 委 任 に つ 1 7 所 要 0 規 定 を 整 備 す る ŧ のとすること。) 第 九十一 条 及 び 第 九十二条

関係)

第五 罰則

罰 則 に つ 7 て 所 要 \mathcal{O} 規 定 を 整 備 す る t \mathcal{O} とすること。 第 九 十三 条 か 5 第 百 条 ま で 関 係

第六 施行期日等

ک 0 法 律 は、 公 布 \mathcal{O} 日 か 5 起 算 L て — 年 六 月を超 え な 1 範 囲 内 に お 1 7 政 令 で 定 め る 日 カン 5 施 行 する

ものとすること。 (附則第一条関係)

ک \mathcal{O} 法 律 \mathcal{O} 施 行 に 伴う 地 方 自 治法等 0) 関 係 法 律 \mathcal{O} 整 備 をする ŧ 0 とすること。 附 則 第 条 カ 5 第 +

一条まで関係)

三 政 府 は ک \mathcal{O} 法 律 \mathcal{O} 施 行 後 五. 年 - を経 過 L た 場 合 に お 1 て、 この 法 律 \mathcal{O} 施 行 状 況、 社会 経 済 情 勢 \mathcal{O} 変 化

に基づいて所要の措置を講ずるものとすること。

等を勘案し、電子債権記録機関に係る制度について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果

(附則第十二条関係)